

設計業務・管理運営等業務に関するリスク分担表（案）

○：リスクの負担者又は、主たるリスクの負担者

△：従たるリスクの負担者

別紙4

事業段階	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	公募書類リスク	1	公募書類等の記載内容の誤り及び内容の変更に関するもの	○	—
	契約リスク	2	市の責めに帰すべき事由による事業契約締結の遅延・中止	○	—
	制度関連リスク	3	事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	—	○
		4	本業務に直接関係する法令変更、新たな規制立法の成立	○	—
		5	上記以外の法令の変更	△※ 1	○
		6	消費税の範囲及び税率変更に関するもの	○	—
		7	本業務に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—
		8	上記以外の税制の変更	—	○
		9	業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	—	○
		10	市の責めに帰すべき事由により、許認可の取得が遅延又は取得できなかつた場合	○	—
	社会リスク	11	本事業の実施自体又は市が公募書類等において事業者に提示した条件に関する近隣住民等の反対運動、訴訟、要望等への対応	○	—
		12	上記以外の近隣住民の反対運動、訴訟、要望、苦情等への対応	—	○
		13	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害等）に関する対応	—	○※ 2
		14	事業者が行う業務の実施に起因して第三者に与えた損害の賠償	—	○※ 2
		15	市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—
		16	本事業の終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業者又は共同企業体の清算又は解散手続に関する費用等	—	○
	不可抗力リスク	17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、市及び事業者のいづれの責めにも帰することができない事由による損害によるもの。また、不可抗力事由により第三者に与えた損害の賠償。	○※ 3	△※ 3
	債務不履行リスク	18	市の債務不履行による中断・中止	○	—
		19	事業者の債務不履行による中断・中止	—	○
設計業務	経済リスク	20	事業の実施に必要な資金の確保（事業者負担）	—	○
		21	金利の変動	—	○
		22	物価変動によるコストの変動	△※ 4	○※ 4
	用地リスク	23	事業用地の地質障害、地中障害物、土壤汚染、埋蔵文化財等による計画変更、追加費用等	○※ 5	△※ 5
		24	市が実施した測量・調査に不備があった場合	○	—
		25	事業者が実施した測量、調査に不備があった場合	—	○
	計画リスク	26	事業者の提案内容、判断の不備によるもの	—	○
		27	市の提示条件・指示の不備、要望による設計条件の変更によるもの	○※ 6	△※ 6
	業務期間リスク	28	市の責めに帰すべき事由による工期延長による業務費の増加	○	—
		29	事業者の責めに帰すべき事由による業務費の増加	—	○
		30	市の責めに帰すべき事由による成果物引渡し遅延	○	—
		31	事業者の責めに帰すべき事由による成果物引渡し遅延	—	○
	要求水準等未達リスク	32	成果物の完成後の検査で要求水準及び提案内容からなる業務水準に不適合の部分が発見された場合	—	○
	支払遅延・不能リスク	33	市から事業者への業務の対価の支払遅延、支払不能があった場合	○	—
	契約不適合リスク	34	設計業務実施に関する契約不適合の担保責任	—	○
管理運営等業務	管理運営費変動リスク	35	事業者の責めに帰すべき事由による管理運営費の増加	—	○
		36	市の責めに帰すべき事由による管理運営費の増加	○	—
		37	指定管理者が負担する経費のうち精算対象経費の増減	○	—
		38	指定管理者が負担する経費のうち精算対象外経費の増減	—	○
	需要変動リスク	39	事業者が要求水準及び提案内容を前提として、想定していた需要予測と異なる需要増減が発生し、収益増減・追加費用の発生が生じた場合	—	○
		40	市が指示する事業内容の変更に起因して、事業者が要求水準及び提案内容を前提として、想定していた需要予測と異なる増減が発生し、収益増減・追加費用の発生が生じた場合	○	—
	計画リスク	41	事業者の提案内容、判断の不備の影響によるもの	—	○
		42	市の提示条件・指示の不備、要望による管理運営条件の変更によるもの	○※ 6	△※ 6
	工事リスク	43	施設の瑕疵等、施設所有者である市の責めに帰すべき事由による管理運営費増大等があった場合	○	—
	要求水準等未達リスク	44	事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準及び提案内容からなる管理運営サービスの水準に不適合の部分が発見された場合	—	○
	施設・設備・備品等の損傷等リスク	45	経年劣化によるもので極めて小規模なもの	—	○※ 7
		46	経年劣化によるもので上記以外のもの	○※ 7	—
		47	事業者の管理上における不備、事業者の責めに帰すべき事由によるもの	—	○
		48	第三者の責めに帰すべき事由によるもので、小規模かつ相手方特定が困難な場合（相手方が特定できるが支払い能力を有さない場合を含む）	—	○※ 7
		49	第三者の責めに帰すべき事由によるもので、上記以外のもの	○※ 7	—
	支払遅延・不能リスク	50	市から事業者への業務の対価の支払遅延、支払不能があった場合	○	—
	契約不適合リスク	51	管理運営等業務実施に関する契約不適合の担保責任	—	○
	原状回復・引継ぎリスク	52	事業期間の満了又は期間途中における業務の廃止に伴う原状回復費用、次期事業者等への事業引継ぎに係る業務に実施に要する費用	—	○

- (※1) 法令等の新設・変更による経費の増加及び利益の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）が生じた場合には、市と事業者との間で協議を行う。協議条件については契約書（案）において提示する。
- (※2) 公の施設の指定管理業務において、事業者が故意または過失により施設利用者又は周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合で、市がその損害を賠償した場合は、指定管理者に対して市は求償権（損害の補填を求める権利）を行使できるものとする。事業者は施設賠償責任保険への加入を行う等、万一の事故に備えること。
- (※3) 不可抗力事由により、本施設等、仮設物又は事業用地に搬入済みの材料若しくは器具、又は第三者に損害が生じた場合は、一定の金額まで事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。詳細な負担方法及び条件については、契約書（案）において提示する。
- (※4) 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。具体的な調整方法については、契約書（案）において提示する。
- (※5) 事業者が本業務のために必要な調査を行った結果、公募書類等との齟齬又は事前に想定できなかった瑕疵が発見された場合、市は、当該齟齬又は瑕疵に起因して事業者に発生した合理的な追加費用又は損害を負担する。ただし、事業者による事前調査の不備、誤謬があり、かつ、そのために当該瑕疵を発見することができなかった場合は、市は当該追加費用又は損害を負担しない。
- (※6) 市の提示資料等と現場に相違がある場合は、事業者は市に相違内容を通知し、必要な協議を行った上で、原則として現場の状況に応じて計画・設計するものとする。この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には市が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- (※7) 規模・金額条件については契約書（案）において提示する。